

## [事案 26-77] 契約無効請求

・平成 26 年 12 月 26 日 裁定終了

### <事案の概要>

募集代理店を介して締結した契約につき、希望した商品ではないことを理由に、契約の無効と、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 25 年 4 月、10 年くらい使用予定がない受給中の年金を、リスクが少なく金利の良い商品によって、老後資金として蓄えたいとの希望を募集人に伝えたところ、本契約（変額保険終身型）を勧められ、設計書の記載から、本契約を、10 年で保険料を合計約 243 万円支払うと 300 万円になる商品と誤解して申込みをした。

しかしながら、後日、運用によりマイナスになることがあり、リスクが高く自分の意向に沿わない商品であることが分かったので、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人が、ある程度リスクをとって変額保険で資産運用する考え方に共感されたので、変額保険について説明したものであり、「リスクが少なく、少しでも金利の商品」との申出を受けた事実はない。
- (2) パンフレット、設計書等を用いて、保障内容、運用リスク等を説明しており、申立人は、説明を了承され、申込手続をした。「保険料を 10 年間払い込めば、10 年後には 300 万円になる保険である」との説明をした事実はない。
- (3) 「意向確認書 変額保険・変額個人年金保険適合性確認書」を用いて、申立人の意向に合致しているか確認しており、また特別勘定繰入比率は、申立人の意思で決定されており、募集人は、申立人に「重要事項説明書」の内容を説明のうえ交付している。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき、審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### 1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、民法 95 条にもとづき、錯誤による本契約の無効を求めるものと判断する。

#### 2. 錯誤無効について

- (1) 申立人の希望（ニーズ）が、募集人に対し、どのように告げられたかについては、両者の供述は異なっており、真偽は不明で、申立人が主張する内容を募集人に伝えたことと認めることはできないが、申立人は、「10 年で保険料を合計約 243 万円支払うと 300 万円になる商品」と誤解したと主張しているので、申立人は本契約の内容について錯誤して申込みをしたといえる。
- (2) しかし、申立人の錯誤が要素の錯誤であったとしても、申立人は投資経験を有していること、本契約が株式や債券を運用する商品であることを理解していたこと（事情聴取による）から、死亡保険金額に 300 万円の最低保証はあるものの、解約返戻金額は変動し

払込保険料累計額を下回る場合のあることは容易に理解できたといえ、申立人には錯誤に陥ったことについて重大な過失があったと言わざるを得ず、錯誤による無効を認めることはできない。